

串間市お試し滞在助成金について

串間市での生活体験活動にかかる費用の一部を、予算の範囲内において助成します。

1. 交付対象者 ＊ 次に掲げる要件をいずれも満たす方になります。

- ① 市外に住所がある方（串間市民以外）
- ② 空き家バンク利用登録された方（利用登録アンケート含む）
- ③ 事前の移住相談後、串間市へご来訪時に対面にて移住相談された方（予約制）

・事前相談；電話、メール、対面での相談対応可能

※ 相談内容によっては、交付対象外となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

移住相談窓口；串間市移住 Lab(ラボ) 070-6427-8952

助成金申請；串間市総合政策課移住担当 0987-55-1153

2. 助成金交付までの流れ

- ① 移住相談（空き家バンク利用相談を含む）
- ② 串間市お試し滞在助成金交付申請書（様式第1号）提出
 - ・現住所を証する書類の写し添付（免許証・マイナンバーカード）
- ③ 審査・助成金交付決定通知
- ④ 串間市お試し滞在実績報告書（様式第2号）提出
 - ・領収書の写し添付
- ⑤ 助成金額確定通知
- ⑥ 串間市お試し滞在助成金請求書（様式第3号）提出
 - ・通帳等口座番号を確認できるものの写し添付（誤送金防止のため）
- ⑦ 助成金交付

3. 助成対象経費

【宿泊費】

- ① 市内の宿泊施設に連続して2泊以上滞在した場合の宿泊費（助成対象者と同一世帯に属する者の宿泊費を含む。）※パック旅行は対象外。
- ② 助成率；2分の1以内。（千円未満切り捨て）
- ③ 限度額；1世帯1泊当たり3,000円、総額9,000円未満。
- ④ 対象施設；旅館業法許可施設

※本助成金の交付申請は1世帯当たり1回限り。

【レンタカーリース料】

- ① 宿泊費助成対象者が借り上げるレンタカー経費のうち、宿泊費助成対象日について助成。
 - ※燃料費及びパック旅行は対象外。
- ② 助成率；2分の1以内。（千円未満切り捨て）
- ③ 限度額；1世帯24時間当たり3,000円、総額9,000円未満。